

○富士見町下水道条例施行規則

平成5年6月18日

規則第14号

改正 平成7年6月22日規則第9号

平成13年3月23日規則第9号

平成14年3月22日規則第15号

平成15年6月1日規則第23号

平成25年3月19日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号。以下「条例」という。)第45条の規定により条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例及び当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル1地震動 施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。
- (2) レベル2地震動 施設の供用期間内に発生する確率は低い、大きな強度を有する地震動をいう。
- (3) 重要な排水施設 次のいずれかに該当する排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)をいう。
 - ア 地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設
 - イ 破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設
- (4) その他の排水施設 前号に定める排水施設以外の排水施設をいう。

(汚水の放流の特例)

第3条 条例第5条ただし書きに規定する汚水とは、冷却水その他これに類するものをいう。

(排水設備の設置期間の延長)

第4条 条例第6条ただし書きに規定する排水設備の設置期間の延長の許可を受けようとする者は、排水設備設置期限延長許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する許可をしたときは、排水設備設置期限延長許可書を当該申請者に交付する。

(排水設備の設置の免除)

第5条 条例第6条ただし書きに規定する排水設備の設置の免除を受けようとする者は、排水設備設置免除申請書に次の表に掲げる図書を添付し、管理者に提出しなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1 申請地の境界、方位、縮尺 ア 300分の1を原則とする。 イ アによりがたいとき1,000分の1まで縮尺できるものとする。 2 道路、建築物、井戸、給水装置及び公共汚水ますの位置 3 排水設備の位置、大きさ、こう配、延長及び区別
その他の資料	管理者が必要と認める事項

2 管理者は、前項に規定する申請があつたときは、次の各号に適合すると認めた場合に限り、申請者に排水設備設置免除許可書を交付するものとする。

- (1) 冷却水、その他これらに類する汚水を排除する場合
- (2) 汚水を公共下水道以外に排除する設備と排水設備を完全に分離した排水系統とし、かつ、当該排水系統が容易に確認できる場合
(排水設備を公共下水道に固着させる技術上の基準)

第6条 条例第7条第2号に規定する規則で定める固着箇所及び工事の実施方法は、管理者が別に定める排水設備基準によらなければならない。

2 前号の規定によりがたい特別の理由があるときは、管理者の指示を受け他の方法によること。

(排水設備の設置基準)

第7条 排水設備の設置基準は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条の規定によるもののほか、次の基準によらなければならない。

- (1) 排水管の土かぶり
建築物の敷地内では55センチメートル以上を標準とする。ただし、これによりがたい場合であつて、必要な防護を施したときはこの限りでない。
- (2) 防臭装置
水洗便所、台所、浴場、洗濯場等の汚水を排除する箇所には、掃除に支障のない構造の防臭装置を設けること。
- (3) ごみよけ装置
台所、浴場、洗濯場、その他固形物を含む汚水を排除する箇所には、必要な目幅をも

つた耐久性のあるごみよけ装置を設けること。

(4) 油脂遮断装置

油脂類を多く含む汚水を排除する箇所には、油脂遮断装置を設けること。

(5) 沈砂装置

土砂等を多く含む汚水を排除する箇所には、適当な沈砂装置を設けること。

(6) 通風装置

暗きよの起点、その他必要な箇所には、外気通風の装置を設けること。

(排水設備の計画の確認)

第8条 条例第8条の規定による排水設備の新設等の確認を受けようとする者は、下水道排水設備新設等計画確認申請書に次の表に掲げる図書を添付し管理者に提出しなければならない。

図書の種類	明示する事項
設計書	設計内容
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1 申請地の境界、方位、縮尺 ア 200分の1を原則とする。 イ アによりがたいときは、1,000分の1まで縮尺できるものとする。 2 道路、建築物、井戸、水道及び公共汚水ますの位置 3 排水設備の位置、大きさ、こう配、延長及び区別
縦断面図	1 縮尺 ア 横は200分の1を原則とする。 イ 縦は20分の1を原則とする。 2 管きよの内径、こう配、土かぶり、区間距離、通加距離及び汚水ますの大きさ 3 公共汚水ますの上端を基準とした地盤高及び管底高
構造詳細図	1 配管立図 2 必要に応じ管きよ及び付属装置の構造及び寸法
同意書	(隣接等利害関係のある場合)
その他の資料	管理者が必要と認める事項

2 管理者は、前項の申請により計画を確認したときは、申請者に下水道排水設備新設等計画確認書を交付するものとする。

(排水設備の工事完了届)

第9条 条例第9条第1項に規定する排水設備の新設等をした者は、下水道排水設備新設等工事完了届に精算設計書を添付し管理者に提出しなければならない。

(軽微な工事)

第10条 条例第11条第1項に規定する軽微な工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 汚水ますのふたの取り替え
- (2) 防臭装置等の修繕工事
- (3) その他町長が認めた工事

(委託の申請)

第11条 条例第12条第2項に規定する設計及び工事を町に委託しようとする者は、下水道設計及び工事委託申請書に次の各号に定める書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 第8条第1項に規定する付近の見取り図
- (2) 第8条第1項に規定する同意書

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第12条 条例第13条第3号に規定する規則で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)とする。

- (1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- (2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令(昭和34年4月22日政令第147号)第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則第4条の3第2項の規定に基づき国土交通大臣が定める方法(平成20年3月21日国土交通省告示第334号)により検定した場合における検出値によるものとする。

(耐震性能)

第13条 重要な排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

- (1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理能力を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

(地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講ずる措置)

第14条 条例第13条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤(埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。)に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の措置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(処理施設の構造において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第15条 条例第15条第2号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理施設の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

(終末処理場の維持管理において生活環境の保全又は人の健康の保護に支障がないよう講ずる措置)

第16条 条例第17条第5号に規定する規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

(除害施設設置等の特例)

第17条 条例第19条第2項に規定する事項は、次の表のとおりとする。

項目	量
生物化学的酸素要求量	1日当りの平均的な下水の量が20立方メートル未満
浮遊物質	
沃素消費量	
窒素含有量	
磷含有量	

(除害施設の設置の届出)

第18条 条例第21条に規定する届出は、下水道除害施設新設等届により、次の表に掲げる図書を添付し、工事着手30日前までに管理者に届け出なければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	敷地の境界線、敷地内の建築物の位置、給水装置の位置、排水箇所、排水設備及び除害施設の位置及び縮尺
除害施設の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 排水量 2 処理方法及び排水処理工程図 3 発生汚泥等の処理及び処分の方法 4 工事費の概算額
その他の資料	管理者が必要と認める事項

(水質の測定回数)

第19条 条例第23条の規定による水質の測定は、次の各号に掲げるところによるものとする

る。

(1) 下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省、建設省令第1号)に規定する検定方法とする。

(2) 測定回数は、次の表の左欄に掲げる水質の項目に応じ、同表右欄に掲げる回数とする。

水質の項目	測定の回数
温度 水素イオン濃度	排水期間中1日1回以上
生物化学的酸素要求量 浮遊物質 ノルマルヘキサン抽出物質含有量 イ 鉱油類含有量 ロ 動植物油脂類含有量	2月を越えない排水期間ごとに、1回以上
カドミウム及びその化合物 シアン化合物 有機燐化合物 鉛及びその化合物 六価クロム化合物 砒素及びその化合物 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 アルキル水銀化合物 PCB トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1・2—ジクロロエタン 1・1—ジクロロエチレン シス—1・2—ジクロロエチレン 1・1・1—トリクロロエタン	14日を越えない排水期間ごとに、1回以上

1・1・2—トリクロロエタン 1・3—ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン セレン及びその化合物 ほう素及びその化合物 ふつ素及びその化合物	
フェノール類 銅及びその化合物 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物(溶解性) マンガン及びその化合物(溶解性) クロム及びその化合物 弗素化合物 窒素含有量 磷含有量 その他	1月を越えない排水期間ごとに、1回以上
ダイオキシン類	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上

(使用開始の届出)

第20条 条例第25条第1項に規定する届出は、下水道使用(開始・休止・廃止・再開)届によるものとする。

(一時使用許可)

第21条 条例第25条第2項に規定する許可を受けようとする者は、下水道一時使用申請書に次の表に掲げる図書を添付し、管理者に提出しなければならない。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
平面図等	平面図、排水系統図、処理装置の位置及び構造
使用概要	使用種別、使用期間、排水量

2 管理者は、条例第25条第2項に規定する許可をしたときは、下水道一時使用許可書を当

該申請者に交付するものとする。

(特別使用許可)

第22条 条例第27条第1項に規定する許可を受けようとする者は、下水道特別使用許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第27条第1項に規定する許可をしたときは、下水道特別使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用料等の減免)

第23条 条例第32条の規定による使用料又は条例第38条及び第41条の規定による手数料又は、占用料の減免を受けようとする者は、納入の通知書を受け取つたとき、又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく下水道使用料等減免申請書にその理由を明らかにする書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査して、下水道使用等減免承認・不承認決定通知書を当該申請者に通知するものとする。

(汚水排除量等の申告)

第24条 条例第30条第2項第3号に規定する汚水排出量の申告は、下水道汚水排出量申告書によつてしなければならない。

2 前項の申告書には、申告に記載した事項を証する書面を添付しなければならない。

(資料の提出)

第25条 条例第31条第2項に規定する届出は、下水道使用料算定基礎変更届によるものとし、届出書に記載した事項を証明する書面を添えなければならない。

(行為及び占用の許可)

第26条 条例第33条又は条例第35条に規定する許可を受けようとする者は、下水道物件設置及び占用許可申請書に次の表に掲げる図書を添付し、管理者に申請するものとする。

図書の種類	明示する事項
付近の見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	設置する物件と公共下水道施設との関係 境界、方位及び縮尺
断面図	地盤高、設置する物件と公共下水道施設との関係及び縮尺
物件の詳細図	平面図、断面図及び縮尺
同意書	(隣接等利害関係のある場合)

2 管理者は、前項の規定による申請があつたときは、その適否を決定し、申請者に下水道

物件設置及び占有許可書を交付するものとする。

(占有の許可)

第27条 条例第36条第2項に規定する許可を受けようとする者は、下水道占有更新許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、条例第36条第2項に規定する許可をしたときは、下水道占有更新許可書を当該申請者に交付するものとする。

(様式)

第28条 この規則の施行に必要な文書の様式は、管理者が別に定めるものとする。

(補則)

第29条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

付 則(平成7年6月22日規則第9号)

この規則は、平成7年7月1日より施行する。

附 則(平成13年3月23日規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月22日規則第15号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月1日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日からこの規則の施行日までの間に町長がした決定又は指定は、この規則の施行後は、管理者がした決定又は指定とみなす。

附 則(平成25年3月19日規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。